

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。また、都市自治体が行う個人情報保護が必要となる事務についても、適切な運用が行えるよう、必要な措置を講じられたい。

1. 戸籍謄本及び住民票の写し等の不正請求について、一層の罰則強化等を行うなど、更なる防止策を講じること。
2. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について財政措置を講じること。
3. ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置について、都市自治体が速やかに必要性の判断を行うことができるよう、具体的な判断事例情報の提供を行うこと。